

羽島市立竹鼻中学校 いじめ防止基本方針

羽島市立竹鼻中学校

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めます。また、羽島市いじめの防止に関する条例に従って対応します。

1. いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

(2) いじめに対する認識

- ・「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関心ですむ生徒はいない。」という共通認識に立ちます。
- ・いじめはいかなる場合においても絶対に許されない行為であるという姿勢を明確にします。
- ・関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止に取り組みます。
- ・早期発見に努め、生徒がいじめに関わっていると思われるときは、その解決に向け速やかに対策を講じ、継続した見守りに努めます。

(3) いじめが「解消している状態」について

いじめが解消されている状態とは次の2つの要件が満たされていることとします。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするがいじめの被害の重大性からさらに長期間が必要であると学校の設置者又は学校いじめ対策組織が判断する場合はより長期の期間を設定して状況を注視します。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認します。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応します。

2. いじめの未然防止のための取り組み

(1) 創意工夫ある教育活動の推進

- ①すべての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった」「できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実します。
- ②すべての生徒が、大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実します。
- ③いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さないようにするため、学級活動等でも必要に応じてこの問題を取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導します。
- ④全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されない行為等であることについて、具体的な場面で繰り返し指導します。
- ⑤生徒がいじめに関する問題を主体的に考えることができる環境を整え、創意工夫のある生徒会活動を通して、互いの立場や人権を認め、信頼し合える学校風土の醸成に努めます。

(2) 生命や人権を大切にする指導の取組

- ①教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実します。
- ②誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるよう人権教育を充実し、他を尊重できる学校づくりを進めます。

(3) よりよい人間関係を構築するための支援

- ①教育活動全体を通して、次の3点に留意して指導を充実させます。
 - ・教師が生徒の居場所をつくり、自己存在感を味わえるよう援助します。
 - ・共感的な人間関係をつくることのできるよう援助します。
 - ・自己決定の場を与え、自分の可能性を拓くよう援助します。
- ②インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進します。
 - ・スマートフォンや通信型ゲーム機・音楽プレイヤー等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。
 - ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、PTAとも連携し「情報モラル講習会」「スマホ・ケータイ安全教室」等、自治的な活動を充実させます。

3. いじめの早期発見・早期解決のための取組

(1) 小さな変化に敏感に気づくことができる指導の充実

- ①日々の観察の充実 …生徒とともに過ごす機会を増やします。
- ②自分ログ等の活用 …担任と生徒・保護者が日頃から情報を共有し、信頼関係をつくります。
- ③教育相談の充実 …日常的な声かけや巡回での声かけの充実を図ります。

(2) 「いじめ防止等を推進する週間」の設定

- ①PTA、生徒会、生徒指導組織、教育相談体制等からの取組を充実させます。
- ②年間を通した系統的指導に努めます。
 - ・いじめ事例を通して職員研修の実施
 - ・たけはな学園としての「ひだまり宣言」の取組
 - ・生徒会が中心となつて行う「良さ見つけ」の取組
 - ・学級歩みを振り返り、成果を確認し合う「財産発表会」

(3) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実に努めます。

- ①アンケート調査等を定期的に実施し、「いじめ防止対策委員会」において結果の分析と学校の状況等を確認し、対策を検討するよう努めます。(アンケートは自宅で記載し、前期3回、後期3回実施。集計結果は5年保管)
- ②教職員の研修の充実に努めます。
- ③生徒支援チームが中心となり、指導・支援が必要な生徒や保護者に寄り添った支援を行います。
- ④生徒支援チームを中心に全教職員が研修を行い、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させます。

(4) 保護者との連携の強化

- ①保護者の理解や協力を十分に得て指導にあたり、学校と家庭がともに手を携えて取り組む前向きな協力関係を築くことを大切にします。

(5) 関係機関との連携の強化

- ①羽島市教育委員会、支援センター、中央子ども相談センター、岐阜羽島警察署、主任児童委員等との連携(早期解決に向けた情報連携と行動連携)を密にします。

4. いじめの対策に係る組織の充実

いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策委員会】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー、PTA会長、市教委担当者による、いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催します。

委員会は、取組の検証等に加え、相談・通報の窓口、情報の収集と管理、緊急時の対応の中核を担います。

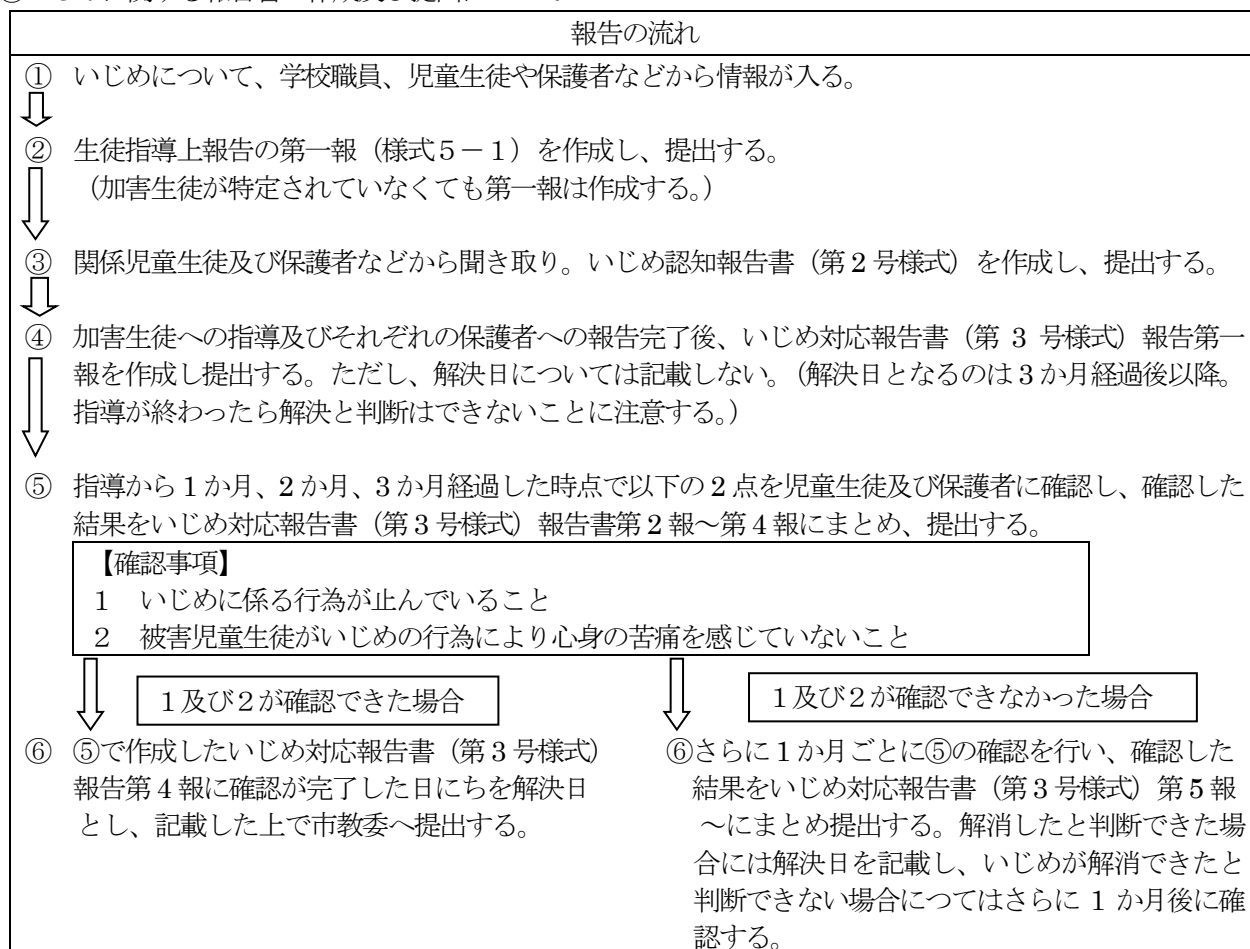
5. いじめ発生時の対応について

(1) いじめ発生時・発見時の初期対応

いじめ防止対策委員会の方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

【重点】

- ① いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行います。
- ② いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ③ いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたります。
- ④ 保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚し、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ⑤ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携をしつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行います。
- ⑥ いじめの加害者に対する再発を防止するために、保護者を含めた指導を継続して行います。
- ⑦ いじめに関する報告書の作成及び提出について



6. 「重大事態」と判断されたときの対応について

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下のような対応をします。

【主な対応】

- ①羽島市教育委員会への「第一報」を速やかに報告します。
- ②調査結果について、羽島市教育委員会に報告します。いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、岐阜羽島警察署と連携し、適切な援助を求めます。
- ④羽島市いじめ防止対策専門委員会が設置された場合は、委員会に協力し、委員会からの助言及び是正要請等には誠実に対応していきます。

7. いじめの未然防止や対応等についての取組（予定）

①いじめ防止等を推進する週間の設置

- 5月：SNSの使い方を通して人権を考える①
- 7月：「ひだまり宣言」の発信を通して人権を考える
- 11月：SNSの使い方を通して人権を考える②
- 2月：人権感覚を育てる講演会

②「ひだまりアンケート」の実施

4月・6月・9月・12月・2月

③職員研修

- 4月上旬 ・いじめの定義と対応等について（いじめ防止対策推進法等の研修を含む）
 - ・羽島市立竹鼻中学校いじめ防止基本方針について
 - ・生徒理解について
- 8月中旬 ・生徒指導事例研修会
 - ・教育相談研修会
- 9月 ・いじめ防止対策チェックシートを活用した研修①
- 12月 ・いじめ防止対策チェックシートを活用した研修②
- 2月 ・いじめ防止対策チェックシートを活用した研修③
- (随時) ・教育相談委員会や打ち合わせ、職員会において研修や情報交流を行う。